

令和2年度裾野市農業委員会8月総会 議事録

1. 開催日時 令和2年8月11日(火) 午後1時30分から午後2時0分
 2. 開催場所 裾野市役所4階401会議室
 3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	杉山 守正	7	鈴木 知華	東	飯塚 邦彦	富岡	勝又 一郎
2	志村 重利	8	渡邊 博美	東	市野 哲也	富岡	眞田 孝三
3	庄司 健一	9	大庭 清宏	西	大庭 義文	富岡	杉本 義明
4	勝又 和一	10	渡邊 光枝	深良	勝又 俊博	須山	中村 偉文
5	柏木 一男	11	杉山 克己	深良	宮崎 慎一		
6	杉山 邦利	12(会長)	岡田 廣正				

4. 欠席委員

--	--	--	--	--	--	--

5. 事務局出席者

事務局長 横山英哉 書記 小林義彦 書記 中村健児 書記 勝又友揮 書記 手代木美佳

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

3	庄司 健一	4	勝又 和一
---	-------	---	-------

第3 議事

- (1) 報第 6号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (2) 報第 7号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (3) 議第15号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について
- (4) 議第16号 農地法第5条の規定による許可申請の指定について
- (5) 議第17号 農用地利用集積計画(案)の決定について
- (6) 議第18号 農地中間管理事業にかかる農地利用集積計画(案)の決定について

7. 会議の概要

議長

只今から令和2年度裾野市農業委員会7月総会を開会します。
 本日の委員は12名中12名出席ですので、総会は成立しています。
 議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議ございませんか。

(異議なし)

議長

それでは、3番 庄司健一委員、4番 勝又和一委員をお願いします。
 会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の手代木美佳氏を指名します。
 それでは、議事に入ります。報第6号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第6号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について

(議案朗読により説明)

議 長

ただ今の報第6号について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

質疑応答が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思
います。

次に、報第7号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第7号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について

(議案朗読により説明)

議 長

ただ今の報第7号について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

質疑応答が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思
います。

次に、議第15号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 事務局か
ら議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第15号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 推進委員 杉本義明委員から議案について説明をお願
いします。

地区担当委員

御宿 397-1 が富岡中学校から南側へ約400m、金沢 114-6 がトヨタ自動車東富士
研究所から南東側へ約600mに位置します。

いずれも市街化調整区域内にある農地で、公簿は御宿 397-1 が田、金沢 114-6 が畑
ですが、現況はいずれも休耕地です。

2筆の合計面積は1,242㎡、です。

申請地のうち、御宿 397-1 は昭和44年に売買で、金沢 114-6 は平成3年に相続に
より譲渡人である眞田さんが取得しました。

眞田さんは高齢であることから、近年、耕作が困難になっていました。

そこで、市内で果樹の栽培を行っている山木さんに申請地を贈与することで話がま
とまり、申請に至りました。

耕作は受人と妻が行いますが、経験や技術についても問題ありません。申請地取得
後の経営農地は4,332㎡で、下限面積を満たしています。

他の農地についても、すべて効率的に耕作管理されています。また従事日数の基準
や、地域との調和についても問題ありません。

耕作計画によると、果樹する予定です。

周辺農地への悪影響は、特にないかと思われます。ご審議のほどお願いします。

議 長

ただ今の議第15号について、質疑等がありましたらお願いします。

勝又俊博委員

譲渡人と譲受人に親族関係はあるのか？

- 事務局 遠い親戚と聞いているが、直接的な血縁関係は無い。
- 大庭清宏委員 許可が受理された後、現地を確認はするのか？
- 事務局 来年度の農地パトロール実施時に確認します。
- 市野哲也委員 贈与や売買で許可が受理された後、耕作をしていなかったら許可は取り消されるのか？
- 議長 それに関しては、農業委員会が裁定する範囲外となってしまう。事務局から通知はする。
- 議長 ほかに質疑等があったらお願いします。
それではお諮りします。議第15号について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 それでは、全会一致で決定することに決定します。
続きまして、議第16号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 事務局から議案書の説明をお願いします。
- 事務局 はい。議第16号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について
(議案朗読・投影写真により説明)
- 議長 続きまして、地区担当委員 推進委員 市野哲也委員から議案について説明をお願いします。
- 地区担当委員 申請地は、さくら保育園の約50m北東側に位置します。
現況は畑及び休耕地となっています。
借人は、貸人の娘夫婦であり、現在は貸人と同居しています。
借人夫婦には、2人の子供がおり、貸人住宅では手狭となってきたため、貸人である母に相談したところ、現在の分家住宅敷地を拡張し、はなれの住宅を建築し同一敷地内に居住することで、使用貸借の承諾を得られたため申請に至りました。
申請地は、市街化区域に近接する農地であるため、第2種農地に該当し、代替え性の検討がされているため、立地基準は問題ないと思います。
転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正です。都市計画法・建築基準法等の他法令との調整も図られており、一般基準を満たしていると考えられます。
西側・南側は道路、北側は貸人宅地、東側は貸人農地に接しています。
申請地と隣接農地との境には、既に見切りコンクリートが施工されており、雨水等の影響はありません。また、汚水は合併浄化槽を経由し、西側排水管へ接続します。以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。
- 議長 ただ今の議第16号について、質疑等がありましたらお願いします。
- (質問、意見等 なし)
- 議長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第16号について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で決定することに決定します。
続きまして、議第17号 農用地利用集積計画(案)の決定について 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。議第17号 農用地利用集積計画(案)の決定について
(議案朗読・投影写真による説明)

議 長 続きまして、地区担当委員 推進委員 眞田孝三委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 旭洋工業製作所裾野工場から、南西側へ約50メートルに位置します。
市街化調整区域の農地で、公簿、現況ともに畑で、販売用の植木の圃場となっています。
利用権設定地は平成14年3月から借人との間で賃貸借が続いており、今回で4回目の更新となります。
借人の中野さんは清水町にお住まいですが、葛山の実家で父及び弟とともに芝と植木の生産販売を行っております。
貸人河内さんは耕作管理しきれないことから、引き続き使用して欲しいということで、双方の合意に基づくものです。
賃貸借でして、10a当たり1年間9,265円(1619㎡で15,000円)です。設定する期間は5年間です。
申請地は、引き続き販売用の植木の圃場として使用します。
現状でも適切に管理されており、特に問題はないと思いますので、よろしくご審議願います。

議 長 ただ今の議第17号について質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第17号について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で決定することに決定します。
続きまして、議第18号 農地中間管理事業にかかる農地利利用集積計画(案)の決定について こちらの案件については、志村重利委員が関係する案件になります。農業委員会法第31条第1項に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」という規定があります。これに準じて、志村重利委員は、議案審議の間、一時退席願います。
(志村重利委員 退席)

事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第18号 農地中間管理事業にかかる農地利利用集積計画(案)の決定について

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きます。地区担当委員 推進委員 勝又俊博委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 深良の介護老人保健施設「あいの里」から西に約 50mに位置します。2947-1 が農用地区域の農地、2950-2 が市街化調整区域内の農地です。地目は公簿、現況ともに畑です。耕作利用面積は、2 筆合計で 1,966 ㎡です。貸人は相続により農地を取得し、借受人の父である志村重利さんが平成 26 年から農地利用集積円滑化事業を活用して利用権を設定し、そばの作付けを行ってきました。その期間が令和 2 年 8 月末に満了するため、今後は、志村利満さんが農地中間管理事業を活用して利用権を設定することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。借受人は認定農業者であり、経営農地は約 18,000 ㎡あり、効率的に管理されています。経験・技術にも問題はありません。貸付期間は 5 年間で、使用貸借によるものです。耕作管理計画によると、引き続きそばを作付けする予定です。周辺農地への影響は特に問題はないと思います。ご審議をお願いします。

議 長 ただ今の議第 18 号について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第 18 号について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で決定することに決定します。

これをもって令和 2 年度裾野市農業委員会 8 月総会を閉会します。

令和 2 年 8 月 11 日 (会議録署名人)

3 番署名人 庄司 健一

4 番署名人 勝又 和一